



令和8年度久留米市結婚新生活支援補助金 説明資料(継続世帯向け)



【対象世帯】

令和7年度に初めて久留米市結婚新生活支援補助金の交付決定を受け、上限金額に満たなかった夫婦で、次の全ての項目に該当する世帯

1	居住	久留米市内に夫婦で同居
2	定住	今後 3 年以上久留米市に住む意思があり、実際に住む
3	滞納の有無	申請日において、夫婦ともに久留米市の市税等の滞納がない
4	過去の補助金受給	過去にこの補助金以外の同種の補助金等をもらっていない (他市区町村からの交付を含む)
5	他の補助金受給	現在、他の公的制度による家賃補助等をもらっていない
6	暴力団との関係	夫婦ともに暴力団または暴力団員でない、またはそれらと密接な関係がない
7	講座の受講等	夫婦ともに以下のいずれかを行っていること。 ・ライフデザイン支援講座の受講 ・プレコンセプションケアに関する講座の受講 ・医療機関への妊娠・出産に関する相談 ・共家事・子育て講座の受講

【対象費用】 令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に支払った費用のうち、令和7年度の交付決定において補助対象となった次の費用

住宅賃借費用、引越費用

※勤務先から住宅手当などが支給されている場合は、その支給額を対象経費から差し引きます

【補助上限額】

婚姻日の夫婦の年齢	どちらも29歳以下	どちらも39歳以下
補助上限額	60万円	30万円

※令和7年度と令和8年度の補助金の合計額が上限額までとなります。(例：上限60万円の世帯で、令和7年度に40万円の補助を受けた場合、令和8年度は残り20万円まで申請できます。)

【締 切】

令和9年2月26日(金)

※ただし、市の予算上限額に達し次第、受付を終了します

予算の状況については、久留米市公式ホームページでご確認いただけます

久留米市公式 HP



裏面に必要書類などを記載

【必要書類一覧】

	書類名称	取得先	備考	チェック
1	補助金交付申請書	・市ホームページ ・子ども政策課窓口	申請者、配偶者の欄はそれぞれご本人が記入してください。 事前に、講座の受講(または医療機関への相談)が必要です。 詳細は、市公式ホームページ(子ども政策課)にてご確認ください。	
2	誓約書兼同意書	・市ホームページ ・子ども政策課窓口	申請者、配偶者の欄はそれぞれご本人が記入してください。	
3	住宅手当支給証明書	・勤務先 (様式は窓口と市ホームページ にあります)	手当の有無に関わらず、市指定の様式で勤務先からの証明が必要となります。	
4	領収書 (支払額及び支払日が 確認できるもの)	・各管理会社 など ・引越事業者 など	・支払日が令和8年4月1日以降の経費が対象 ※申請には原本が必要です。窓口でコピーした後に返却することもできます。	

※その他、窓口での聞き取り状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
(令和7年度申請時と住所が異なる場合は、住民票の写しや必要に応じて賃貸借契約書の写し等が必要になります。詳しくはご相談ください。)

※窓口で補助金振込先の口座情報の確認をさせていただきます。
通帳等、口座情報が分かるものをご持参ください。

市公式ホームページ
(子ども政策課)



【申請・お問い合わせ】

久留米市子ども未来部子ども政策課

住 所 : 久留米市城南町15番地3

久留米市役所本庁15階

電 話 : 0942-30-9227

メールアドレス : egao@city.kurume.lg.jp